

令和4年3月10日

第111回 神戸市個人情報保護審議会

新たに個人情報等を電子計算機  
処理することについて  
(報告)

新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）

【神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号，類型事項（答申 910 号）別紙 1（条例第 11 条第 1 項）及び別紙 2 に基づく報告事項】

システム名（事業名）	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
学習教材「みんなでプログラミング」	新しい学習指導要領により、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」が追加されたため、クラウドで提供されるプログラミング教材を学習活動に使用する。	令和 4 年 1 月 1 7 日	教育委員会事務局 学校経営支援課
電子書籍サービス「Yomokka!」	安全にいつでもどこでも利用できる電子書籍サービスを導入することで、読書機会を増やすだけでなく図書館の利用状況を随時確認することで、児童生徒の朝読や国語などの学習活動に活用する。	令和 4 年 3 月 1 日	教育委員会事務局 学校経営支援課
ハートフローFFRCT	心臓 CT 検査だけではカテーテル検査の必要性を判断することが困難な場合に、冠動脈 CT 検査の画像から行うコンピューターシュミレーションによる血流解析（ハートフローFFRct）を行い、治療方針を決定するための検査の一つとして使用する。	令和 4 年 3 月 1 日	神戸市民病院機構 法人本部経営企画室 情報戦略課
診療費後払いシステム	医事会計システムと連携する本システムに受診者のクレジット情報を事前に登録しておくことで、診療費を後日クレジット決済にて引き落とすことを可能とするシステムを構築する。	令和 4 年 3 月 3 1 日	神戸市民病院機構 法人本部 D X 推進室

システム名（事業名）	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
文書管理・電子決裁事務	物品購入や経費請求作業が終わった際に、シームレスに稟議を上げることが出来るようにするために、財務会計システムのオプションとして稟議システムを構築する。	令和4年4月1日	神戸市看護大学 経営管理課

(様式4)

教委経第 4077 号  
令和 4 年 1 月 25 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市教育長 長田 淳



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

#### 1 件名（システムの名称）

学習教材「みんなでプログラミング」

— ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング教材 —

#### 2 システムの概要

新しい学習指導要領により、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」が追加された。履修に必要な教材の多くが「クラウドサービス」で提供されているため、セキュリティ面を配慮したうえで学習活動に使用するもの。

今回は、学習教材「みんなでプログラミング」を導入するもの。

#### 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

#### 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

#### 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 1 月 17 日

#### 6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

#### 7 実施機関（所属の名称）

教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

(様式3)

企 第 4003 号の 2  
令和 4 年 1 月 17 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

## 記

### 1 件名（システムの名称）

学習教材「みんなでプログラミング」

— ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング教材 —

### 2 システムの概要

新しい学習指導要領により、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」が追加された。履修に必要な教材の多くが「クラウドサービス」で提供されているため、セキュリティ面を配慮したうえで学習活動に使用するもの。

今回は、学習教材「みんなでプログラミング」を導入するもの。

### 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

### 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

### 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 1 月 17 日

### 6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

### 7 実施機関（所属の名称）

教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る事前協議

学習教材「みんなでプログラミング」  
ー ネットワークを利用した双方向性のある  
コンテンツのプログラミング教材ー

令和3年12月21日

神戸市教育委員会事務局学校教育部教科指導課  
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課



## 目次

---

1. 利用するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ
2. 個人情報の保護
3. 取扱う個人情報
4. 今後の取り組み



# 1. 構築するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ

1. 児童生徒情報の登録
  - ① 開発事業者が、子ども情報の一括登録を行う。
  - ② 教員が、子ども情報を一括登録を行う。
2. 学校園は、児童生徒に「利用者ID、パスワード」等のログイン情報を配付する。
3. 児童生徒は、学校園から配付された「利用者ID、パスワード」を使って、
  - ① クラウドサービスの技術教材にログイン
  - ② 'クラウドサービスによっては、初回にパスワードの変更が必要なものもある'
4. Webサイト(技術教材)を利用して、
  - ① 双方向性のあるコンテンツのプログラミング
  - ② その他、学習指導要領に沿ったプログラミングなどを行い、作品(全児童生徒が同じ)を作る。
5. 児童生徒がWebサイト(技術教材)の作業後、
  - ① 作品(全児童生徒が同じ)の進捗状況確認 → プログラミングの指導を行うことができる。



## 2. 個人情報の保護（ソフトウェア利用時の要求事項）

### 1. 児童生徒での保護

#### (1) 利用時の誤りの防止

学校園から配付する「利用者ID、パスワード」の情報は、

①確実に個々の児童生徒に配付することで、利用時の誤りを防止する。

#### (2) 作品の取り換えの防止

児童生徒が作成する作品は、技術教材のため全児童生徒が同じものを作成している。

しかし、他人の作品を勝手に触ったり、作品の取り換えは適切でないため、

①「自分のID、パスワードは他の人に教えない」

②「友だちからパスワードを聞き出したり、友だちのパスワードを他の人に教えたりしない」

など、情報モラル教育を通じて、適正な学習環境を維持できるように努める。

### 2. 学校園での保護

#### (1) ID管理

①教員のID、パスワードを管理職が管理することで、他の教職員への漏えいを防止する。

#### (2) アクセス管理

①教員側からクラウドサービスのへのアクセスは、KIIF3端末のみとする。

### 3. その他

クラウドサービスの技術教材の利用は、利用規約を承諾するだけで開始することができるため、

・利用開始前に、教科指導課へ利用規約を送付し承諾を得る

ことで、学校園が適切な技術教材を利用できるように管理・指導を行う。



### 3. 取扱う個人情報

#### 1. 「クラウドサービスを利用する技術教材」に登録する個人情報

##### (1) 子ども情報

①名前、②学年、③組、④出席番号

##### (2) 技術教材の情報

①課題の種類・内容、②課題の進捗状況（成績、評価の項目なし）

#### 2. 教員が使用する個人情報

毎年度の児童生徒の入学・卒業に関する情報を、管理職から提供を受け、クラウドサービスの技術教材に登録を行う。また、転入出に伴う子ども情報のメンテナンス(保守)を行う。

開発事業者による一括登録や保守を行う場合は、「子ども情報」にはパスワードかけて、パスワードはデータとは別手段等で送付するなど、セキュリティ対策基準(学校編)に基づいた手続きを行う。

※クラウドサービスの技術教材に保管される「①課題種類・内容、②課題の進捗状況」は、同じ作品に取り組む児童生徒の進捗状況(履歴)を確認するためのものである。また、作品(技術教材)は、児童生徒が同じものを作成するため、成績や評価といった機密性の高い内容は含まれない。

※児童生徒の名前等の子ども情報は、日常的に使用される情報であることから、神戸市情報セキュリティ対策基準(学校編)で定める機密性のうち、2A(直ちに一般公開することを前提としていない)に該当する。



## 4. 今後の取り組み

### 1. クラウドサービスを利用した技術教材の導入予定

新しい学習指導要領により、中学校技術・家庭科(技術分野)では、従前からのプログラムによる計測・制御に加えて「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」が取り上げられることになった。履修のために必須となる「クラウドサービスの技術教材」の導入は、中学校を中心に今後も増えていくことを想定している。

当該教材は、開発事業者をはじめ特定非営利活動法人も提供するなど、様々なクラウドサービスが存在しているため、教育委員会事務局で利用規約や利用するクラウドサービスプラットフォームなどの確認をしたうえで、個別に、デジタル戦略部へ11条類型事項の事前協議を行う。

### 2. インターネット環境を利用する機密性の高い情報へのアクセス

現在、文部科学省が進めている「学びの保障オンライン学習システム(MEXCBT)」では、利用するために「学習マネジメントシステム(学習eポータル)」が必須となっている。

この学習eポータルでは、全国学力・学習状況調査(全国的な学力テスト)や学力定着度調査(市の学力テスト)を含め、連携する協働学習・授業支援システムやデジタルドリルなどの学習記録(スタディログ：テストの成績や評価のあるものが含まれる)が収集・分析される。

技術教材の進捗状況とは異なる学習記録(テストの成績や評価のあるもの)は、機密性の高い情報であるため専用線でのアクセスが必要と考えるが、現状ではインターネット環境での利用を前提に構築・運用されている。(※文部科学省のセキュリティポリシーでは、学習記録の機密性は2A。)

今後、本市においてもMEXCBTや学力テストの利用に向けて、専用線と同等のセキュリティ対策の検討を進めていく。



(様式4)

教委経第 4708 号  
令和 4 年 3 月 4 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市教育長 長田 淳



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

クラウドサービスを利用する電子書籍サービス「Yomokka!」

2 システムの概要

コロナ禍において児童生徒の読書機会が減るなか、安全にいつでもどこでも利用できる電子書籍サービスを導入することで、読書機会を増やすだけでなく図書の利用状況を随時確認することで、児童生徒の朝読や国語などの学習活動に活用するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 3 月 1 日

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

(様式3)

企デ第4496号の2  
令和4年2月28日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

1 件名(システムの名称)

クラウドサービスを利用する電子書籍サービス「Yomokka!」

2 システムの概要

コロナ禍において児童生徒の読書機会が減るなか、安全にいつでもどこでも利用できる電子書籍サービスを導入することで、読書機会を増やすだけでなく図書館の利用状況を随時確認することで、児童生徒の朝読や国語などの学習活動に活用するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和4年3月1日

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る事前協議

## クラウドサービスを利用する電子書籍サービス 「Yomokka!」の利用について

令和4年2月24日

神戸市教育委員会事務局学校教育部教科指導課  
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課



# 目次

---

1. 利用するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ
2. 個人情報の保護
3. 取扱う個人情報
4. 今後の取り組み



# 1. 構築するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ

1. 児童生徒情報の登録
  - ① 開発事業者が、子ども情報の一括登録を行う
  - ② 教員が、子ども情報を確認を行う（修正可）
2. 学校園は、児童生徒に「利用者ID、パスワード」等のログイン情報を配付する。
3. 児童生徒は、学校園から配付された「利用者ID、パスワード」を使って、
  - ① クラウドサービスの電子書籍サービスにログイン
  - ② クラウドサービスでは、パスワードの変更も可能（運用では児童生徒のパスワードは固定）
4. Webサイト(電子書籍)を利用して、
  - ① 興味のある本を検索し、閲覧
  - ② 学年に応じ本を閲覧 など、いつでもどこでも利用し、主体的な読書活動を行う。
5. 児童生徒がWebサイト(電子書籍)の利用後、
  - ① 学校内の図書の利用状況を確認 → 朝読や国語の学習活動に利用を行うことができる。



## 2. 個人情報の保護（ソフトウェア利用時の要求事項）

### 1. 児童生徒での保護

#### (1) 利用時の誤りの防止

学校園から配付する「利用者ID、パスワード」の情報は、

①確実に個々の児童生徒に配付することで、利用時の誤りを防止する。

#### (2) 読書履歴の適切な管理

児童生徒が主体的に読書活動を行った結果の記録(履歴：冊数、ページ数、利用時間、)は、「自身のものである」ことが大切なことなので、

①「自分のID、パスワードは他の人に教えない」

②「友だちからパスワードを聞き出したり、友だちのパスワードを他の人に教えたりしない」など、情報モラル教育を通じて、適正な読書履歴を維持できるように努める。

### 2. 学校園での保護

#### (1) ID管理

①教員のID、パスワードを管理職が管理することで、他の教職員への漏えいを防止する。

#### (2) アクセス管理

①教員側からクラウドサービスのへのアクセスは、KIIF3端末のみとする。

### 3. その他

クラウドサービスの電子書籍サービスの利用は、利用規約を承諾するだけで開始することができるため、

・利用開始前に、教科指導課へ利用規約を送付し承諾を得る

ことで、学校園が適切な電子書籍サービスを利用できるように管理・指導を行う。



### 3. 取扱う個人情報

#### 1. 「クラウドサービスを利用する電子書籍サービス」に登録する個人情報

##### (1) 子ども情報

①名前、②学年、③組、④出席番号

##### (2) 図書の利用状況の情報

①図書名、②読書量（冊数、ページ数、利用時間） ※成績、評価の項目なし

#### 2. 教員が使用する個人情報

毎年度の児童生徒数を、クラウドサービスの電子書籍サービスに登録を行う。サービス提供事業者から割り当てられたIDを元に、クラス編成（組、出席番号の登録）や名前の登録を行う。

開発事業者が一括登録や保守を行う場合は、「子ども情報」にはパスワードかけて、パスワードはデータとは別手段等で送付するなど、セキュリティ対策基準(学校編)に基づいた手続きを行う。

このほか、年度内の、転入出に伴う子ども情報のメンテナンス(保守)を行う。

※クラウドサービスの電子書籍サービスに保管される「①図書名、②読書量（冊数、ページ数、利用時間）」は、児童生徒の読書の傾向を把握するためのもので、成績や評価といった機密性の高い内容は含まれない。

※児童生徒の名前等の子ども情報は、日常的に使用される情報であることから、神戸市情報セキュリティ対策基準(学校編)で定める機密性のうち、2A(直ちに一般公開することを前提としていない)に該当する。



## 4. 今後の取り組み

### 1. クラウドサービスを利用した電子書籍サービスの導入予定

1人1台の学習用パソコンの積極的な活用の一つとして、読書機会のさらなる創出や児童生徒の自主的な読書活動の場を提供する「電子書籍」のサービスが始まっている。

利用できる図書は、サービス提供事業者により一定の選別が行われており、また学年毎の推薦図書が区分されるなど、学校図書館と同様に安全に安心して利用することが可能である。

児童生徒は、いつでもどこでも電子書籍サービスを利用できることから、利用料の課題はあるものの小学校・中学校での利用が、今後も増えていくことを想定している。

当該サービスは、様々なクラウドサービスが存在しているため、教育委員会事務局で利用規約や利用するクラウドサービスプラットフォームなどの確認をしたうえで、個別に、デジタル戦略部へ11条類型事項の事前協議を行う。

### 2. インターネット環境を利用するクラウドサービスのセキュリティ対策

現在は、インターネット環境を利用した「ID+PASS」での接続方法である。

取り扱う図書の利用状況などは、機密性2Aの情報資産であるが、「教員側はセキュリティ対策」は、より強固であることがのぞまれるため、

①グローバルIP制限

②VPN(バーチャル・プライベート・ネットワーク)による接続

③2要素認証やKIIF3の教員機からのみアクセスが可能

など、セキュリティ対策の向上を、電子書籍サービスの提供事業者に対して要望をしている。



(様式4)

神本部第 475 号  
令和 4 年 3 月 8 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

地方独立行政法人神戸市民病院機構  
理事長 橋本 信夫



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

ハートフロー FFRct

2 システムの概要

ハートフローFFRct とは、心疾患の早期発見が可能になる外部委託検査である。心臓 CT 検査だけではカテーテル検査の必要性を判断することが困難な場合があり、治療方針を決定するための検査の一つとして使用する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 3 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

地方独立行政法人神戸市民病院機構 法人本部経営企画室

(様式3)

企デ第4495号の2  
令和4年2月28日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

## 記

### 1 件名(システムの名称)

ハートフロー FFRct

### 2 システムの概要

ハートフローFFRctとは、心疾患の早期発見が可能になる外部委託検査である。心臓CT検査だけではカテーテル検査の必要性を判断することが困難な場合があり、治療方針を決定するための検査の一つとして使用する。

### 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

### 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

### 5 システム稼働(業務開始)時期 令和4年3月から

### 6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

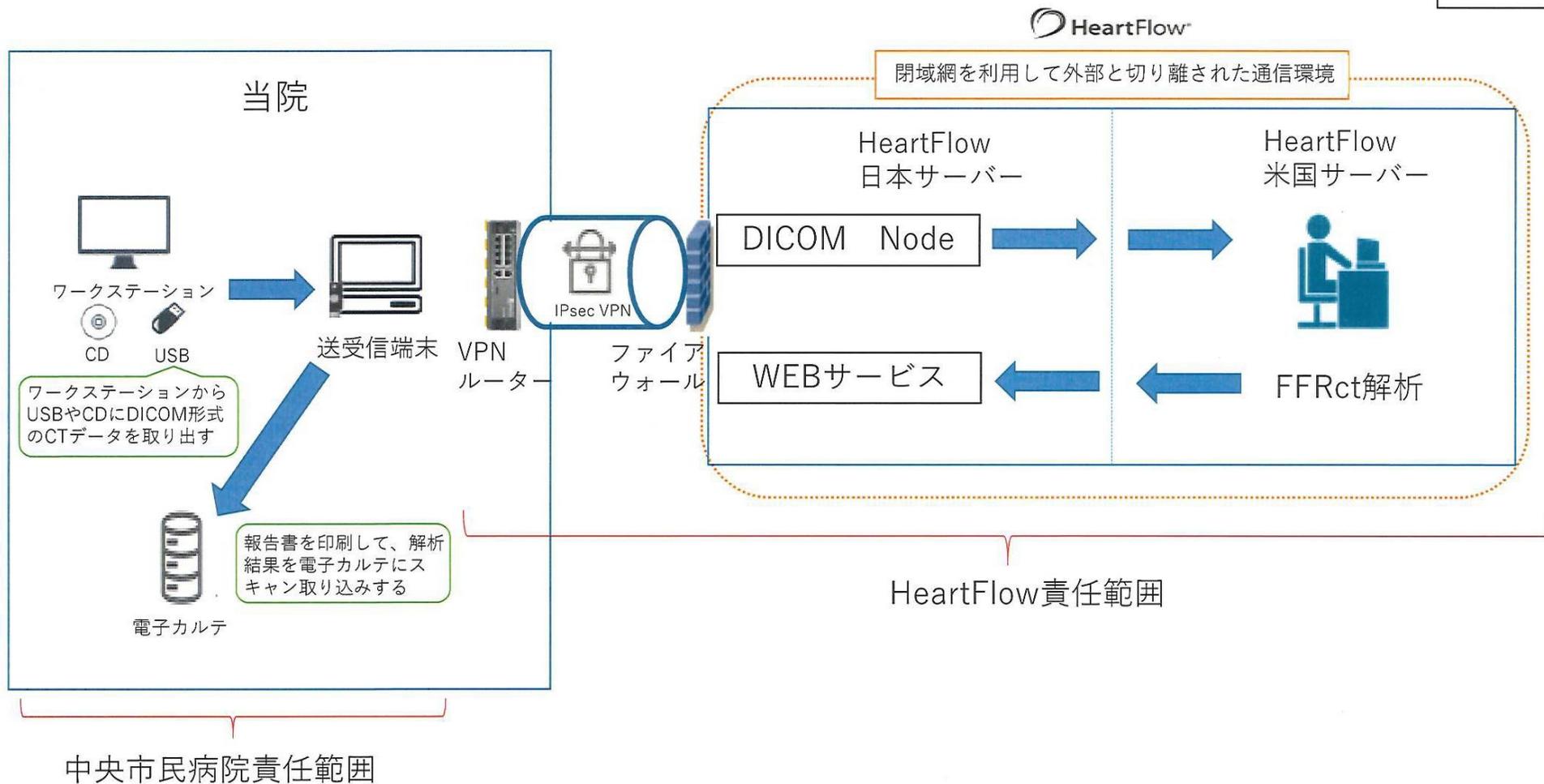
条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

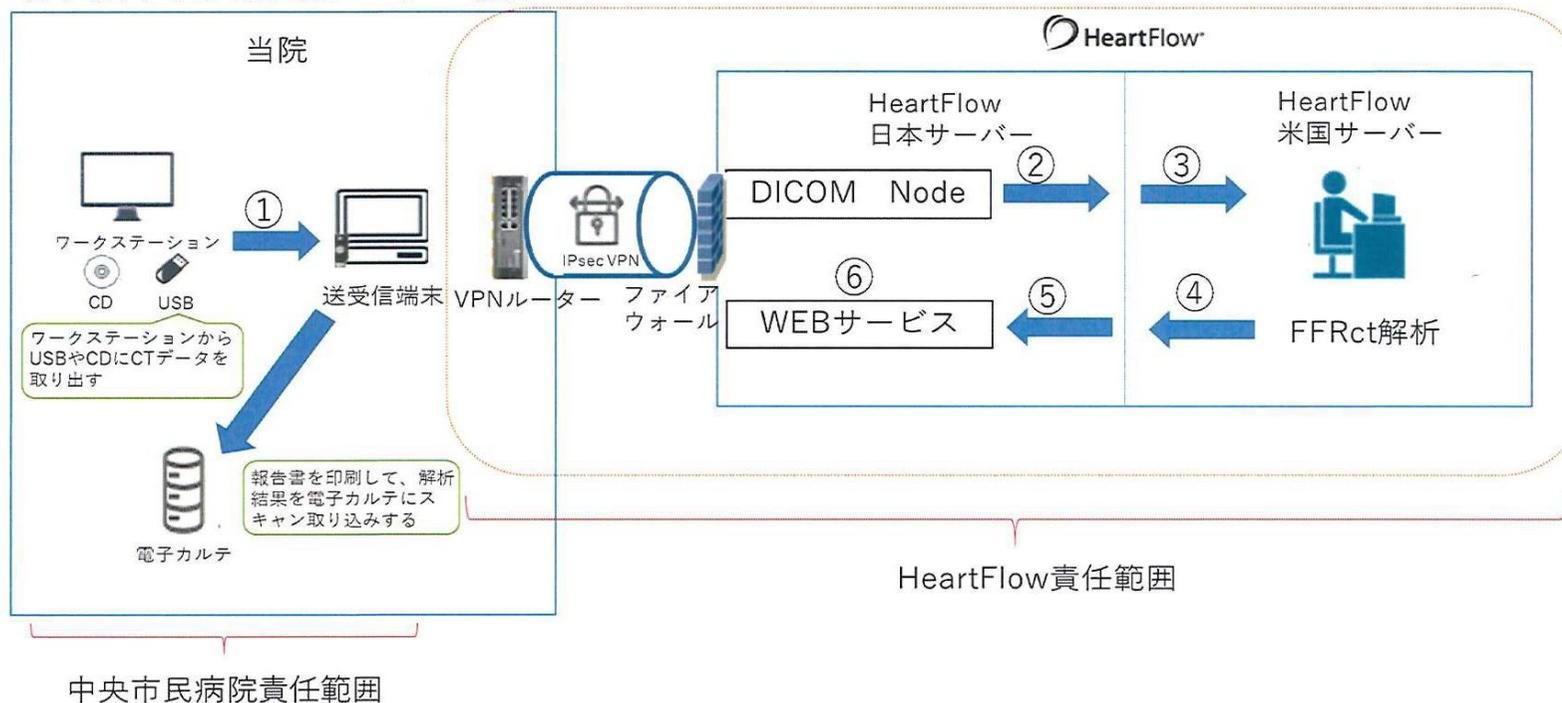
### 7 実施機関(所属の名称)

地方独立行政法人神戸市民病院機構 法人本部経営企画室

# 1. システム構成図



## 2.取り扱う個人情報データの流れ



- ①ワークステーションからUSBやCDに取り出したDICOM形式のCTデータを送受信端末へ移す。送受信端末から暗号化されたネットワークを通じて、日本国内のHeartFlowサーバーにCTデータを送信する。
- ②当院から送信したデータのDICOMタグに含まれる個人を特定できる情報（名前、生年月日、患者ID）は日本国内で匿名化处理される。
- ③解析のために匿名化处理されたCTデータを保存する。
- ④FFRct解析の結果を保存する。
- ⑤解析したCTデータと②で匿名化处理した患者情報（名前、生年月日、患者ID）を再連結し、そのデータをWEBサービスへ送信される。
- ⑥解析結果はWEBサービスにアクセスし、多要素認証でログインすることで閲覧が可能である。

(様式4)

神本部第429号  
令和4年1月28日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

地方独立行政法人神戸市民病院機構  
理事長 橋本 信夫



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）  
診療費後払いシステム

2 システムの概要

診療費を事前に登録した当システムを用いて後日クレジット決済にて引き落とすシステム。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年3月末日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

神戸市民病院機構法人本部

(様式3)

企デ第4013号の2  
令和4年1月21日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)

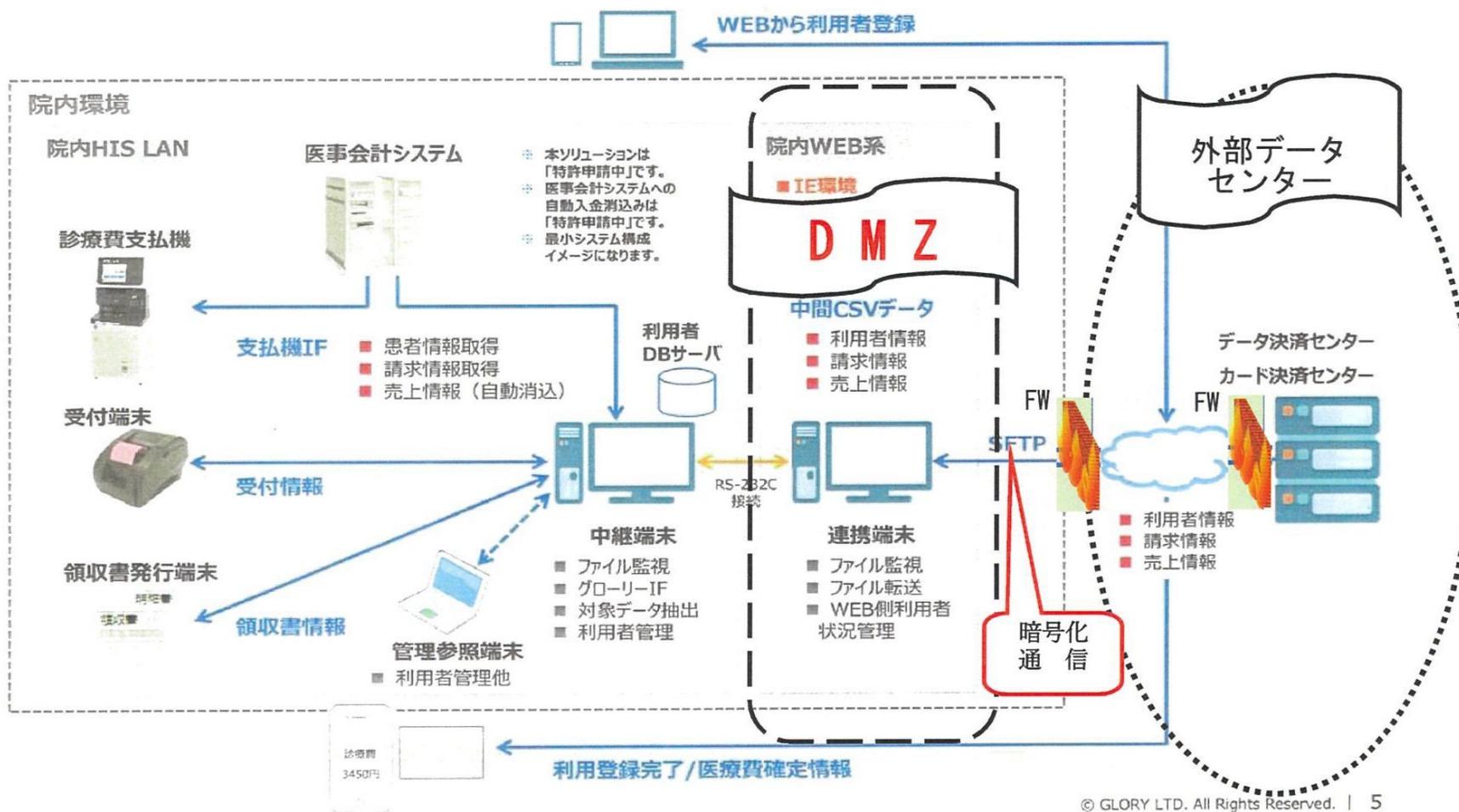
神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

- 1 件名(システムの名称)  
診療費後払いシステム
- 2 システムの概要  
診療費を事前に登録した当システムを用いて後日クレジット決済にて引き落とすシステム。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働(業務開始)時期 令和4年3月末日から
- 6 適用させる類型事項  
新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例11条第1項 類型10  
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関(所属の名称)  
神戸市民病院機構法人本部

# 後払いシステム セキュリティイメージ



© GLORY LTD. All Rights Reserved. | 5

(様式4)

神看経第 426 号  
令和 4 年 2 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

公立大学法人神戸市看護大学  
理事長 北 徹



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

## 記

### 1 件名（システムの名称）

文書管理・電子決裁事務

### 2 システムの概要

本学にて既に運用中の「財務システム」に、オプションとして「稟議・回覧システム」を導入する。同システム導入により、本学のペーパーレス化を推進する。取り扱うデータは、基本的に事務で使用する全てのデータとし、個人情報も含む。

稟議システムは、「起案」、「稟議」、「承認」、「決裁後処理」、「文書整理」の順に作業が行えるよう構築する。

また、回覧システムは、「回覧作成」、「回覧」、「文書整理」の順に作業が行えるよう構築する。稟議システム、回覧システム共に、件名、分類、期間などで文書が検索できる（過年度分を含む）ように構築する。

個人データを保護できるよう（添付ファイルは特定の者しか見ることが出来ない等）システムを構築する。

財務会計システムで物品購入や経費請求作業が終わった際に、シームレスに稟議システムに移行し、稟議を上げることが出来るように構築する。保存するデータは、本学のサーバーに財務会計システムと同様に格納する。

### 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

### 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年4月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

公立大学法人神戸市看護大学

(様式3)

企デ第 3965 号の 4  
令和 4 年 1 月 25 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

## 記

### 1 件名 (システムの名称)

文書管理・電子決裁事務

### 2 システムの概要

本学にて既に運用中の「財務システム」に、オプションとして「稟議・回覧システム」を導入する。同システム導入により、本学のペーパーレス化を推進する。取り扱うデータは、基本的に事務で使用する全てのデータとし、個人情報も含む。

稟議システムは、「起案」、「稟議」、「承認」、「決裁後処理」、「文書整理」の順に作業が行えるよう構築する。

また、回覧システムは、「回覧作成」、「回覧」、「文書整理」の順に作業が行えるよう構築する。稟議システム、回覧システム共に、件名、分類、期間などで文書が検索できる (過年度分を含む) ように構築する。

個人データを保護できるよう (添付ファイルは特定の者しか見ることが出来ない等) システムを構築する。

財務会計システムで物品購入や経費請求作業が終わった際に、シームレスに稟議システムに移行し、稟議を上げることが出来るように構築する。保存するデータは、本学のサーバーに財務会計システムと同様に格納する。

### 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

### 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

### 5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 4 年 4 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

公立大学法人神戸市看護大学

# システム構成図

